

再意見書

平成23年2月28日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

〒135-8112

こうとうく とよす

東京都江東区豊洲五丁目6番36号

だいめい

大 明 株式会社

やぎはし ごろう

代表取締役社長 八木橋 五郎

(連絡先)

電話:

E-mail:

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

日本のFTTH市場は、NTT、CATV会社、電力系事業者をはじめとした設備構築事業者、製造メーカー及び工事施工会社の3者が総力を挙げてコスト改善に取組み、低コストで高品質な光ファイバアクセス網を構築・展開した結果として、設備競争により世界一安い料金で提供され、またFTTHのエリア整備率は90%を超え、普及拡大期に入ったものと認識しています。

設備構築事業者に対しては、引続き適正なコスト回収を担保し健全・公正な設備競争を加速させ、地方への光ファイバアクセス網整備の促進、デジタル・デバイドの解消を進めていただきたいと切に願っております。特に今回NTTから申請されている接続料は3年間で30%の値下げであり、光サービスの普及も促進されると期待しております。

なお、今回意見書で提起されている分岐端末回線単位の接続料設定は、以下の問題点があると考えており、意見を申し述べます。

弊社は、情報通信工事施工会社として、各設備構築会社から、新規光ファイバケーブル敷設工事及び支障移転工事等を受託し、施工並びに保守を担当させていただいております。

支障移転工事に伴う切替え工事では、シェアアクセス方式は分岐端末回線を有していることから、工事の実施時には大変苦勞しております。シングルスター方式の芯線単位の切替えとは異なり、8分岐で共有している1芯の光ファイバを切替えるときは共有している全てのお客様が同時に一時サービス中断となります。しかし、お客様の中には予定された切替え工事の時間帯の変更を希望される方もいて、説明及び合意調整等には相当苦慮しております。今回議論されている分岐端末回線単位の接続料設定が実現しますと、設備構築事業者と借り方の接続事業者(設備構築事業者の競争事業者でもある)それぞれが契約されたお客様が同一光ファイバ1芯に混在収容となり、支障移転日程に関して事業者間の合意調整が新たに加わるなどお客様説明及び合意調整が一層複雑化するものと想定されます。

OSU共用のように物理的な最小構成未満で事業者間共用を進めると、各事業者間の責任分解点があいまいになるだけでなく、新技術導入により高速化・低価格化が進んできた技術革新の新たな目をつむ恐れも強いと考えます。従って、基本的には、責任分解点がはっきりし独自の技術革新が期待できる構成での公正な競争及び相互接続ルールを考えるべきではないでしょうか。

また、電柱、管路等インフラ設備を所有していないCATV事業者が独自の光ファイバ設備を構築してきたように、競争事業者が自前の光ファイバアクセス網を敷設するための阻害要因が特段存在しない現状では、複雑な事業者調整や新たなオペレーション費用が必要となる分岐端末回線単位の事業者共用、開放には問題が多く、分岐端末回線単位の接続料設定は不要と考えます。

設備構築事業者に対しては、適正なコスト回収を担保した上で設備競争を加速させ、ISPを含む全ての事業者間では相互のサービス競争を促すことにより、日本の情報通信産業の健全な発展と、「光の道構想」の早期実現を切に願うものであります。

以上